

正当な理由がなく、業として行う臓器のあつせんに関する職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。（帳簿の備付け等）

第十四条 臓器あつせん機関は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関する事項を記載しなければならない。

第十五条 臓器あつせん機関は、前項の帳簿を、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。（報告の微収等）

第十六条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、臓器あつせん機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又は機関に對し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、臓器あつせん機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第十七条 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、臓器あつせん機関に対し、その業務に関し必要な指示を行う（指示）。

第十八条 厚生労働大臣は、臓器あつせん機関が前条の規定による指示に従わないときは、第十一条第一項の許可を取り消すことができる。（許可の取消し）

第十九条 厚生労働大臣は、臓器あつせん機関が前条の規定による指示に従わないときは、第十一条第一項の許可を取り消すことができる。（移植医療に関する啟發等）

第二十条 第十一条第一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（罰則）

第二十一条 第十一条第一項第五項の書面に虚偽の記載をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。（罰則）

第二十二条 第十一条第一項の許可を受けないで、業として行う臓器のあつせんをした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（罰則）

第二十三条 第十一条第一項の許可を受けないで、業として行う臓器のあつせんをした者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処する。（罰則）

第二十四条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者（経過措置）

第二十五条 この法律の規定に基づき厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、その厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的な策を講ずるものとする。

的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（厚生労働省令への委任）

第十九条 この法律に定めるもののほか、この法

律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第二十条 第十一条第一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。（罰則）

第二十一条 第十一条第一項第五項の書面に虚偽の記載をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。（罰則）

第二十二条 第十一条第一項の許可を受けないで、業として行う臓器のあつせんをした者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処する。（罰則）

第二十三条 第十一条第一項の許可を受けないで、業として行う臓器のあつせんをした者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処する。（罰則）

第二十四条 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

第二十五条 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

第二十六条 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

第二十七条 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

第二十八条 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

第二十九条 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

第三十条 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

第三十一条 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

第三十二条 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

第三十三条 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

第三十四条 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

第三十五条 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

第三十六条 第十一条第一項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は同条第二項の規定に違反して記録を保存しなかつた者

が、その法人又は人の業務に關し、第二十条、第二十二条及び前条（同条第一項第三号を除く。）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

前項の規定により法人でない団体を处罚する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告と為する場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。（施行期日）

第二条 この法律による臓器の移植については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、その全般について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるべきものとする。

政府は、ドナーカードの普及及び臓器移植ネットワークの整備のための方策に關し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

この法律の施行後における処理については、当該摘出された眼球又は腎臓を第六条の規定により死体から摘出されたり、又は腎臓であつて、角膜移植術又は腎臓移植術に使用されなかつた部分の眼球又は腎臓のこの摘出に係る旧法第三条の規定を含む。次条及び附則第八条において同じ。）により摘出された眼球又は腎臓の取扱いについては、なお従前の例による。

第七条 旧法第三条の規定により摘出された眼球又は腎臓とみなし、第九条の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

第八条 旧法第三条の規定により摘出された眼球又は腎臓を使用した移植術がこの法律の施行後に行われた場合における当該移植術に關する記録の作成、保存及び閲覧については、当該眼球又は腎臓を第六条の規定により死体から摘出された眼球又は腎臓とみなし、第十条の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

第九条 この法律の施行の際現に旧法第八条の規定により業として行う眼球又は腎臓の提供のあつせんの許可を受けた者とみなす。

又は腎臓とみなし、第十条の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第五百九十二号）その他の政令で定める法律（以下「医療給付関係各法」という。）の規定に基づく医療（医療に要する費用の支給に係る当該医療を含む。以下同じ。）の給付（医療給付関係各法に基づく命令の規定に基づくものを含む。以下同じ。）に繼續して、第六条第二項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該处置は当該医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなす。

前項の処置に要する費用の算定は、医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付に係る費用の算定方法の例による。

植術に使用されるために提供する意思がないことを表示している場合であつて、この法律の施行前に角膜又は腎臓の摘出に着手していないかつたときを除く。）又は同項ただし書きの場合に該当していた場合の眼球又は腎臓の摘出については、なお従前の例による。

第六条 旧法第三条の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる眼球又は腎臓の摘出に係る旧法第三条の規定を含む。次条及び附則第八条において同じ。）により摘出された眼球又は腎臓の取扱いについては、なお従前の例による。

第七条 旧法第六条の規定により摘出された眼球又は腎臓であつて、角膜移植術又は腎臓移植術に使用されなかつた部分の眼球又は腎臓のこの摘出に係る旧法第三条の規定を含む。次条及び附則第八条において同じ。）により摘出された眼球又は腎臓の取扱いについては、なお従前の例による。

第八条 旧法第六条の規定により摘出された眼球又は腎臓とみなし、第九条の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

第九条 この法律の施行の際現に旧法第八条の規定により業として行う眼球又は腎臓の提供のあつせんの許可を受けた者とみなす。

又は腎臓とみなし、第十条の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第五百九十二号）その他の政令で定める法律（以下「医療給付関係各法」という。）の規定に基づく医療（医療に要する費用の支給に係る当該医療を含む。以下同じ。）の給付（医療給付関係各法に基づく命令の規定に基づくものを含む。以下同じ。）に繼續して、第六条第二項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該处置は当該医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなす。

前項の処置に要する費用の算定は、医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付に係る費用の算定方法の例による。

前項の規定によることを適当としないときの費用の算定は、同項の費用の算定方法を定める者が別に定めるところによる。

前二項に掲げるもののほか、第一項の処置に関する場合は、医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付に準じて取り扱うものとする。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定（公布の日）

附 則（平成一一年七月一七日法律第八三号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、第六条の次に一条を加える改正規定及び第七条の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。（経過措置）

2 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、第六条の施行日の前日までの間における臓器の移植に関する法律附則第四条第二項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「第六条」とする。

3 この法律の施行前にこの法律による改正前の臓器の移植に関する法律附則第四条第一項に規定する場合に該当していた場合の眼球又は腎臓の摘出、移植術に使用されなかつた部分の眼球又は腎臓の処理並びに眼球又は腎臓の摘出及び摘出された眼球又は腎臓を使用した移植術に関する記録の作成、保存及び閲覧については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（検討）

5 政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器（臓器の移植に関する法律第

五条に規定する臓器をいう。）が提供されるとのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関する検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日）

附 則（令和五年六月九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され、」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加える部分及び同項第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二条から第二十五条まで及び第二十七条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲において政令で定める日）